

キリスト教保育における子どもの人権に関する一考察

糸 洲 理 子

要 約

本稿の目的は、キリスト教保育を営む際に子どもの人権を尊重することの意義について、キリスト教保育の理念と、子どもの人権に関する様々な条約などに通底する価値観を基に検討することである。

大人と同様に子どもは生まれた時から基本的人権の主体であるが、現実の社会では、戦争、差別や偏見、経済格差による子どもの貧困など、様々な要因によって子どもの発達や生育環境が脅かされている。そのため、大人の援助によらなければ育つことが困難な乳幼児期の子どもを保育する者には、人権を尊重する知識の獲得と共に、人権を尊重する態度の獲得が求められる。本稿では、「子どもの権利条約」など人権に関する条約に通底する理念と、キリスト教保育を支える聖書の子ども理解、特に、イエス・キリストの子ども理解を基に、なぜ、保育者には子どもの人権を尊重する知識と態度が必要なかを明らかにする。

はじめに

戦後の高度経済成長を経て、核家族化や少子高齢化、女性の社会進出、未婚率の上昇など、様々な要因により日本の家族関係や子どもの育つ環境の変化が指摘されて久しい。戦後の社会変化は、従来の家族観や子育て観を変容させた。その結果、父親不在の育児や母子密着型の密室育児へとつながり、父親・母親の子育てにかかる心理的、肉体的、経済的な負担は著しく、非常に深刻な問題となっている。また、父親・母親自身が子育ての疑似体験に乏しい中で成長したことも、子育てに困難を感じる要因の一つと考えられている。加えて、日本の就労構造がもたらす長時間労働やサービス残業、育児休暇取得の難しさなども、現役世代が出産・育児をためらう要因と指摘されている。父親・母親に子育ての過重な負担が迫る現状では親子のゆとりある関わりは難しく、本来、親と子が最も安心して親密にすごせる場である家庭にも深刻な影響を及ぼしている¹。こうしたことが親子関係の難しさや、子どもの人間関係の変化、子どもが育つ環境の変化となり、保育所や幼稚園などで子どもの育ちを支える保育者²にとって大きな課題となっている。

さらに、1990年代以降の経済成長の低下と不況は、家庭の経済状況の二極化へとつながり、「勝ち組」(強者)と「負け組」(弱者)という社会構造の変化をもたらした。これを示す資料に厚生労働省が公表した「平成22年国民生活基礎調査の概況」がある。調査結果の「貧困率の年次推移」³によると、2009年の「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.0%、「子どもの貧困率」(17歳以下の子ども)は15.7%まで上

昇している。UNICEFイノチェンティ研究所発行の報告書『Report Card 10－先進国の子どもの貧困』においても、日本の子ども(18歳未満)の貧困率は14.9%で、先進35か国中、ワースト9位と貧困率の上昇が報告されている⁴。子どもの養育と教育については、保護者の学歴や世帯収入との関連が指摘されている。特に保護者の経済状況が悪化した場合、養育される子どもにとって深刻な「教育格差」や「子どもの貧困率の上昇」へと結びつき、一人ひとりの子どもが適切な養育や保育・教育を受ける機会を失う可能性が高くなる。

青木(1970)は、1970年にいち早く幼児の人権を尊重する保育の実現を訴え、『『幼児』にとって代表される、この社会で最も弱く、自ら守る力を持たぬ人間が、先ず保護され、おちこぼれなく大切にされる社会、国家、それこそが真の民主的、平和的社会、国家』⁵であると述べた。しかし、現実には、国際社会では未だに地域紛争や派生する難民問題、子どもの人身売買や児童買春などによって子どもの発達や生育環境が脅かされている。日本国内でも子どもの貧困や教育格差などが重大な問題となっている。本来、安定した環境において保障されるべき子どもの生存や発達が侵害されると、子ども的人格形成に重大な影響を及ぼす可能性がある。

国内外の社会の現実を見る時、戦争やテロ行為、身近に起こり得る児童虐待などの直接的暴力と、社会による差別や偏見、性差別、経済的搾取、政治的迫害、民族差別などによる構造的暴力⁶が複雑に絡み合いながら、多くの人々の人権が侵害されていることに気づ

く。その中で日本の状況をみると、第2次世界大戦以降、直接の戦争行為こそ行っていないが、国内における様々な人権侵害があることから、完全に平和な状態ではない「消極的平和」な社会と言えるのではないか。

多くの人々の人権が侵害されながらも、差別されている人々の痛みや苦しみに対して無関心であり、無知であること、そして、多くの場合、差別しているという意識すらないような社会の中で、保育を学ぶ学生及び保育者は、社会的に「小さくされた人々」⁸と出会う可能性が高く、人権について十分な理解が必要となる⁹。

本稿では、子どもの人権が問われる厳しい社会情勢の中で、キリスト教保育を営む際に子どもの人権を尊重することの意義について、キリスト教保育の理念と、子どもの人権に関する様々な条約などに通底する価値観を基に考察する。

1. 人権についての法的考察

保育者や保育を学ぶ学生にとって、人権とは何かを理解し、人権を尊重する態度を獲得する理由として、次の江藤（2004）の指摘が有益である。

「なぜ人間には冒すことのできない尊厳があるのか」「なぜ人権は何にもまさって尊ばれなければならないのか」「そもそもいのちとはなんなのか」と。この問いに対してしっかりとした答えを持っていなければ、その時その時の政治・経済・社会情勢によって福祉実践は揺さぶられ、翻弄され、時に後退させられることさえありうる¹⁰。

人権（human rights）とは、「人であることによって誰もが認められる固有の権利であり、人が人らしくあるために欠くことのできない権利」¹¹と定義されている。

現代社会において自明の人権は、人類の永年に渡る歴史の中で編み出されたものである。

憲法は国家という社会の基本法である。原始時代から古代、中世を経て18世紀まで、権力保持者の権力は被治者との合意に基づくものではなく、権力の行使に対しての制約は皆無だった¹²。

1776年、北米におけるイギリスの諸植民地は、すべての人間は生まれながら平等であること、すべての人

間は生まれながら生命・自由及び幸福を追求する天賦の権利を有すること、政府はこれらの権利を護るために国民の意思に基づいて成立するものであること、もし政府がこれらの権利を護らず、逆にそれを侵害する場合は、国民はその政府を覆して新しい政府を作ることができることなどを骨子とした「独立宣言」を發して、イギリス本国からの独立を達成した。その後、北米13州が連合して、「独立宣言」の原理に基いた「アメリカ合衆国憲法」を1778年に制定し、これが世界で初めての近代成文憲法となった。一方、ヨーロッパでは、1779年にフランス革命が勃発し、市民階級によって、人は生まれながらに自由及び平等であること、人は天賦で不可譲の基本的権利を有すること、主権は国民に存することとする「人権宣言」（「人間および市民の権利の宣言」）を發表した。この宣言の原理を基に1791年にフランス憲法を制定、ヨーロッパにおける最初の近代成文憲法となった¹³。

このような近代成文憲法は、国民は絶対的支配者による統治の対象としての地位、あるいは、支配者に対する絶対的服従者の地位にあるのではなく、生まれながらにして自由及び平等である国民こそが国家権力の保持者であり、その国民の自律的な意思のみが国家権力の根源であるという原理の上に成立している。これは、近代国家を支配する基本的権利、自由主義、民主主義、国民主権の原理として、現代の憲法の原理となっている¹⁴。

18世紀後半、アメリカやフランスを皮切りに各国で近代成文憲法が制定されたが、当初は基本的権利や自由権の適用範囲が制限されるなど、憲法が十分に適用されているとは言えない部分もあった。その後、20世紀に起こった二度にわたる世界大戦や、日本による十五年戦争、ナチス・ドイツによるホロコーストなど、戦時下での甚大な人権侵害の反省から、1948年12月10日、第3回国連総会において「世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）」¹⁵が採択された。同宣言の前文で、人権とは人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利であり、世界における自由、正義及び平和の基礎であること、さらに、第1条では「すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない

い。」としている(下線は筆者)。この「世界人権宣言」が掲げた人権についての普遍的な理念や考え方は、「国際人権規約」をはじめ人権に関する国際条約の基底をなす。

人権に関する国際的な条約に加え、日本国内では「日本国憲法」(1947)¹⁶によって、平和主義、国民主権、基本的人権の3つを「人類普遍の原理」として規定している。「日本国憲法」について、高良(2011)は、「平和を追求し、国民主体に考えて、国民の人権を保障していくために、政府の行為を制限するもの」¹⁷と指摘している。このことから、「日本国憲法」では、平和主義、国民主権、基本的人権の3つの原理の確立が重要である。

憲法の3つの原理に関して、国民主権については前文と第1条で規定している。基本的人権については、第11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」(下線は筆者)として、国民の基本的人権の永久不可侵性を規定している。さらに、第12条「自由及び権利の保持責任、濫用の禁止、利用責任」、第19条「思想及び良心の自由」、第20条「信教の自由」、第23条「学問の自由」、第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、第26条「教育についての権利と義務」、第27条「勤労の自由」などが基本的人権として保障されている。これら基本的人権の中で、特に第11条と同様に重要なものは、第13条の個人の尊重と、第14条の法の下での平等である。第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、第14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(下線は筆者)と規定している。

平和主義に関して、憲法前文は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理念を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼すること、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めること、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する

権利を有すると規定している¹⁸。この平和主義の原理を具体化したものが第9条であり、1項において戦争の放棄、2項において戦力の不保持及び交戦権の否認を規定して、武力による威嚇とその行使を否定している。平和主義は、国民主権及び基本的人権の原理と不可分に結びつき、「日本国憲法」を基底する¹⁹。

子どもの人権に関する国際法は、「児童権利宣言(Declaration of the Rights of the Child)」(1959)²⁰と、「子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)」(1989)²¹がある。

「児童権利宣言」は、前文で「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要である」として、子どもの発達の特性を十分に考慮した保護と養育の必要性を訴えている。さらに、第1条では「児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族いづれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。」こと、第2条では「児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態下で身体的、知能的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によつて与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当たつては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。」と示されている(下線は筆者)。

「子どもの権利条約」は、すべての子どもたちが幸せに生まれ育つことを保障するための条約である。同条約は、すべての子どもがその誕生を歓迎されて健やかに育つこと、戦争や飢餓、貧困、病気などの要因で子どもを困難な環境に置かないこと、子どもの成長、発達に対して保護者や国などの責任を明確にすることによって、子どもに対する大人の責任と義務について規定している。特に、同条約は子どもは保護者など大人に従う存在(従属物)という従来の考え方ではなく、生まれた瞬間から一人の基本的人権の主体として尊重されなければならないという考えに基づいている²²。「子どもの権利条約」の理念により、一人の基本的人権

の主体である子どもの権利として、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を定めている。条約前文で、「児童が、その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長するべきである」（下線は筆者）こと、第3条1項では、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益²³が主として考慮されるものとする。」と規定している。特に、子どもの生命に対する固有の権利として、第6条1項で「締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。」、2項で「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」（下線は筆者）と規定しており、「児童権利宣言」よりもさらに踏み込んで、子どもにとって最善の養育と発達のための環境を考慮することを求めている²⁴。

子どもの人権に関する国際法に加えて、日本の法令には、「児童憲章」（1951）²⁵と、「児童福祉法」（1947）²⁶がある。

「児童憲章」は、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる」（下線は筆者）として、子どもが適切な環境の下で健やかに育つことを求めている。

「児童福祉法」は、第1条1項で「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、第2項で「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定している（下線は筆者）。

「子どもの権利条約」など上述の子どもの人権に関する条約や法令は、子どもは、安定した環境の下で愛情と尊重をもって育てられることを求めている。特に、「児童憲章」で子どもが一人の人間として、また、社会の一員として尊重されると記されているとおり、子どもは生まれた瞬間から基本的人権を有する一人の人間として尊重されることが、最も重要な理念である。

福田（1994）は、「日本国憲法」は「明治憲法（大日本帝国憲法）」とは異なり、すべての国民に、すべての基本的人権の共有主体としての地位を認めている（第13条）ため、子どもも一人の人格を持った人間であり、個人の尊厳を基礎とする憲法上の基本的人権の享

有主体であると指摘している²⁷。この福田の指摘と、子どもの人権に関する諸法令をあわせて考えた場合、一人ひとりの子どもは生まれながらにして一人の人格を持った人間であり、親・保護者をはじめ、すべての大人からその人権を尊重され、健やかに育つ権利を有する固有の存在と言える。

高山（2010）は、「乳幼児の発達と適切な保育を理解し、子どもの人権を尊重することは、保育所の保育士に最低限求められる力量」²⁸と述べているが、高山の指摘は保育所保育士に限らず、幼稚園教諭にも同様に求められる力量である。保育者及び保育を学ぶ学生は、差別や偏見、貧困などの要因によって社会的弱者となりやすい子どもやその保護者を援助する時、平和への志向と人権に対する優れた感覚が求められる。

2. 聖書における「人間」と「子ども」の理解

(1) 聖書の人間理解

差別や偏見などによって社会的に「小さくされた者」も含め、聖書は人間と子どもを、どのように捉えているのか、始めに人間理解について概観する。

旧約聖書の人間理解の第一は「被造性」である。神は創造主であり、人間はその被造物であるということが聖書全体を貫いている。創造者である神と被造物である人間との間には、越えることのできない相違がある。人間の生死には神の意思があり、人間は神の意思を問いつつ、神の意思を追い求めて、創造の目的に適うように生きるところに人間の本来の姿がある²⁹。第二は「神の像」である。「神は御自分にかたどって人を創造された。」（創世記1：27）³⁰と示すように、聖書は人間が神の被造物であり、人間と神との非連続性を強調する。同時に、人間はすべての被造物の中で特別な位置に置かれている。第三は「男と女に創造された」（創世記1：27）という、男と女の関係の一体性である。第四は、「生命の息」（創世記2：7）である。聖書は「主なる神は、土（アダマ）の塵で人（アダム）を形づくり、その鼻に命の息を吹き入れられた。」（創世記2：7）と記しており、神による人間の被造性を示している³¹。

新約聖書の人間理解は、旧約聖書の人間理解に基づき、人間の生への信頼を深め発展させている。新約聖書の人間理解は、「人間は神の被造物として限界と優位性をもっており、自由と責任をもつ主体的存在であ

ると同時に他者と共に生きる社会的存在である」³²ことが前提である。

イエスは、人間を神の被造物として捉えている。人間は被造物であるゆえに神に依存し、他の被造物と同様にやがて死ぬべき、弱い存在である。一方で、イエスは人間を他の動物などと等しいものとは見なさず、あらゆる被造物の中で最も優れた尊い存在であると評価している（マタイ6：26、10：31、ルカ12：22-31）³³。このように、人間は神の配慮と保護によって生かされている価値ある存在であり、一人ひとりがかけがえない存在として尊く、神との関係において「生きる」存在である³⁴。

しかし、イエスは人間を神の被造物として捉えると同時に、罪人として捉えている。「人間は神の被造物として神に従い神に仕えるべき存在であるにもかかわらず、人間は神の前に誇り、神の意思を認めようとしない」ことが罪である³⁵。イエスは、すべての人を罪人とみなしながらも、一方では、聖書に示されている社会的弱者³⁶に対する救いや罪人との交わり、罪の赦しを実践している。これは、神が罪人をも含めてあらゆる人間を無条件に受容するというイエスの人間理解によるものであり、神に赦された人間に対する救いへの招きと悔い改め、神と隣人への愛を行うことを我々に求めているのである³⁷。

聖書が示す人間理解とは、人間は神の被造物であり、それゆえに、すべての人は生まれながらに「人間の尊厳 (human dignity)」が備わった貴重な存在ということである。

(2) 聖書の子ども理解

旧約聖書の子ども理解について、その全体を貫く最も顕著な思想は、子どもは神から与えられた賜物であり、神の祝福のしるし（創世記4：1他）ということである³⁸。子どもの誕生は母親の妊娠から出産に至るまで、すべて神の支配によるものであり、神の祝福の下に生まれる子どもは、子どもが自覚する以前から神によって共同体の一員として認められており、子どもも神との人格的關係に入れられている³⁹。

新約聖書の子ども理解について、最も重要なことはイエスが「父なる神」に徹底的に「子」として対する姿勢である⁴⁰。神に祝福されて生まれた子どもは、親や大人によって愛され、保護されなければ生きること

が困難な存在である。子どもは大人に依存しながら愛情と信頼感を得て生きると同時に、周囲との関わりの中で様々なことを学び、能動的に成長しようとする意思を持つ。このような子どもの存在を理解するために、神とイエスの親子関係は人間の親子関係を理解する際の基本となる。実際に子どもが成長する過程では、大人にとって好ましいとは言い難い状況が度々起こり得る。しかし、神とイエスの親子関係にならって現実の子どもを見るならば、子どもはイエスに癒される存在（マタイ9：18-19、23-26、15：21-28、マルコ9：14-29など）である。同時に、「子供たちをわたしのところに来させなさい。妨げてはならない。神の国はこのような者たちのものである。はっきり言うておく。子供のように神の国を受け入れる人でなければ、決してそこに入ることはできない。」と聖書が示すように、イエスが子どもたちを抱き上げ、手を置いて祝福される存在（マルコ10：13-16）⁴¹であることを忘れてはならない。

イエスの子ども理解は、子どもという存在の本質を示したものである。大人からは取るに足らない「小さな存在」として見られがちな子どもは、イエスによって、ありのままの姿で受容され、大人に対して信仰における神との親子関係を回復して新しい生命を得るための導き手⁴²とされた。つまり、イエスによって、子どもは「未成熟・未完成な大人」あるいは「発達途上の人間」ではなく、現在のあるがままの姿、状態にこそ価値があり、大人と共に生きる存在とされたのである⁴³。

3. キリスト教保育と子どもの人権

キリスト教保育とは、子どもだけではなく、保育者や保護者も含めて、神の祝福のもとにあることを信じて行う保育の働きである。キリスト教保育には、第一にイエス・キリストに問い、イエス・キリストに聞くこと、第二に神の恵みを感謝し、保育者自らの生き方を振り返り、導きを求め祈ること、第三に神によって生かされていることへの感謝と賛美が必要となる⁴⁴。

国内の保育所や幼稚園でキリスト教保育を行う保育者には、キリスト教を信仰していない者も多くいるが、実際のキリスト教保育の場では信者である保育者と共に働く未信者の働きは大きい⁴⁵。キリスト教保育を実践するために、保育者は信仰の有無に関わらず、

聖書の人間理解と子ども理解をはじめ、キリスト教の価値観を理解することは重要である。特に、キリスト教保育の基盤となるイエス・キリストの子どもへのまなざしを理解するために、次の土山（1956）の指摘は示唆に富む。

キリスト教主義幼児教育の課題について考えるのに、まず第一に活ける人格者であり、創造者である神より出発する。人間は神の被造物であり、人間は神の像である人格者として造られた。それゆえに個人の人格の神聖を確認する。幼児は無知な知的動物として存在するのではなく、神の像である人格が与えられた者として存在するゆえに、個人としての幼児の人格の無限の価値を認める。⁴⁶（下線は筆者）

また、キリスト教保育を実践するために、黒田（1971）は、子どもは人間に所有されるものではなく、一人一人はかけがえのないものとして神から授かり、神から委託されたものであり、キリスト教保育者はまず、子どもたちは神から託された存在であることを自覚しなければならない⁴⁷と述べている（下線は筆者）。

上述の土山と黒田の指摘は、聖書の人間理解と子ども理解につながるものである。すなわち、一人ひとりの子どもたちは神の愛と恵みによって育てられる者として、あるがままの姿にこそ価値がある祝福された存在であり、未熟でも「小さい者」でもない。神の像としての人格が与えられた子どもを保育するということは、一人ひとりの子どもをありのままの姿で受容することが前提となる。したがって、保育者は子どもを意のままに扱うのではなく、子どもの自尊感情⁴⁸が育まれるように、子どもとの間に深い愛情と信頼関係を結んで保育することが求められる。このことは、子どもは大人の従属物ではなく、生まれた瞬間から基本的人権を有する一人の主体と位置づける「子どもの権利条約」の理念とも一致する。

大人の援助によらなければ育つことが困難な子どもを保育するために、保育者個人の人間観と子ども観は重要である。その上で、キリスト教保育を実践するには、保育者個人の保育観を尊重しながら、聖書が示す人間と子どもに対する理解があわせて求められる。

保育所・幼稚園は、各園が保育の目標と価値を基底する保育理念や保育の目標などを有している。特に、

キリスト教保育を実践する保育所・幼稚園が聖書による人間理解と子ども理解に立脚しながら保育を実践する時、園で働く保育者及び職員の間観や子ども観を織り交ぜながら豊かな保育が展開されるのであり、その根本には保育者による子どもの人権を尊重する態度が必要となる。

『新キリスト教保育指針』（2010）は、人格の基礎を培う重要な乳幼児期を担うキリスト教保育について、

子ども一人ひとりが、神によっていのちを与えられた者として、イエス・キリストを通して示される神の愛と恵みのもとで育てられ、今の時を喜びと感謝をもって生き、そのことによって生涯にわたる生き方の基礎を培い、共に生きる社会と世界をつくる自律的な人間として育つために、保育者が、イエス・キリストとの交わりに支えられて共に行う意図的、継続的、反省的な働き⁴⁹

と述べている。

現代社会は、子どもをはじめ、社会的に「小さくされた人々」の人権が侵害されやすい状態にある。しかし、その時々々の国家政策や社会状況に翻弄されたり、子どもたちを過度な負担となる教育や競争に追い込むのではなく、一人ひとりの子どもの存在をあるがままに受容し、多様性を尊重する社会を築くために、『新キリスト教保育指針』が掲げる実践のねらい⁵⁰は重要な意味を持つ。そのねらいのうち、子どもの人権に関しては、

- (1) 子どもが、自分自身を大切なひとりとして受け入れられていることを感じ取り、自分自身を喜びと感謝をもって受け入れられるようになる。
- (3) 子どもが、互いの違いを認めつつ、一緒に過ごす努力をし、そのことを喜びとするようになる。
- (5) 子どもが、私たちの生きる自然や世界を神による恵みとして受けとめ、それらの事柄に関心をもち、自分たちのできることを考え、行うようになる。
- (6) 子どもが、してはいけないことをしようとする思いが自分の中にあることに気づき、そのような思いに負けない勇気を持ち、行動するように

なる。(下線は筆者)

これら4つのねらいは、聖書が示す人間理解に基づいて、子どもの人権を尊重する保育を実践する際に特に重要だと考える。

キリスト教保育は、「隣人を自分のように愛しなさい。」(マタイ22:39)という聖書の教えに基づいて実践される。その対象は、イエス・キリストによって、ありのままの姿こそが価値ある存在とされた子どもであり、援助を要する保護者である。子どもが保育者に愛情をもって受容されることや、保育者との信頼関係に支えられて園生活を過ごす時、保育者の存在は目に見える形での子どもの支えとなる。このことに加えて、キリスト教保育は、日々の保育の中で子どもと保育者が共に神に祈り、賛美することを通して、目には見えないが確実にある神の恵みに、子どもも大人も支えられて行われる営みである。

「子どもが、互いの違いを認めつつ、一緒に過ごす努力をし、そのことを喜びとする」よう保育をするために、保育者は多様な家庭環境で育つ子どもを理解することが重要である。さらに、保育の営みを通して出会う「社会的に小さくされている人々」の人権問題に向き合うことも、保育者に求められるものの一つとなるだろう。

おわりに

高山が、「人権尊重の知識の獲得と、人権を尊重する態度の獲得は異なる」⁵¹と指摘するように、学生が自分自身の実体験に拠らない人権問題に対して、実習やボランティア活動などを通して様々な経験を積み重ね、感情が揺れ動きながら学ぶことは重要である。多くの人々の人権が侵害されている社会の中で、社会的に「小さくされた者」と接する機会の多い保育者は、そのことに対して無関心であってはならない。

人権問題⁵²に向き合うことは、差別する者とされる者との対立という構図で敵対を深めるということではなく、状況に気づくことによって自らの罪の重さを自覚し、悔い改めて新たな自己への生まれ変わりへと導く。差別する自己への気づきは非常に厳しい罪の告発となるが、懺悔と赦罪によって差別から解放された新しい生き方へと導かれるイエスの恵みが福音として提起されている⁵³ように、自己が有する人権に対する既

存の認識を改めてふり返り考える作業は、子どもの人権を尊重する保育⁵⁴を実践するためには必要な学びである。

人権について教育するとは、人が生まれながらに有する生存を脅かされず安心して生きることができる基本的権利について学び、理解することである。それは、自己を尊重することと他者を尊重することを学ぶことであり、人間をどのように理解するかということにつながるものである⁵⁵。

神の愛と恵みによって、一人ひとりの子どもが愛され育まれるためには、保育者と保育を学ぶ学生は、人権について自己が有する既存の認識をふり返り、「人権とは何か」と改めて考えることが必要である。大人の援助によらなければ育つことが困難な乳幼児期の子どもの生命を守り心身の発達を促すことや、豊かな人格形成を支える保育者には、人権を尊重する知識の獲得に留まらず、人権を尊重する態度の獲得が求められる。

大人からは取るに足らない小さな存在として見られがちな子どもこそが、イエス・キリストによって、ありのままの姿を受容され価値ある存在とされたように、すべての人が生存を脅かされず安心して生きることができるために、人権とは何かを学び、自己と他者の人権を尊重することが保育者に求められるものである。特に、子どもの人権について、社会の中で「小さい者」とされやすい子どもや社会的弱者と関わる上で、イエス・キリストが示す人間理解や子ども理解に基づいたキリスト教保育の果たす役割は非常に重要である。

註

¹ 浅井春夫 2006 『子どもを大切に作る国・しない国 子育てのなかのしあわせ格差を考える』 新日本出版社 pp.171-172

浅井は、日本における“子ども期の喪失”は過度の能率と競争の原理が原因であり、これが家庭にも進行していることにより、子どもの居場所である家庭環境の喪失につながっていると指摘している。その要因として、家庭の中にまで競争的な教育制度のストレスが浸透していることや、親の就労状況が親子関係の形成に影響していること、親による支配的な関係、放任・育児放棄などが考えられる。

² 森上史朗／柏女霊峰編 2010 『保育用語辞典 第6版』 ミ

- ネルヴァ書房 p. 181
- 保育者とは、保育するものとしての働きに着目した場合、広義には幼稚園教諭や保育所保育士に限らず、家庭で養育を行う親など、子どもの保育に関わるすべての者を含む。本稿では、保育に関する専門的な理論と技術を基に乳幼児期の保育を営む者として、主に幼稚園教諭と保育所保育士を保育者とする。
- ³ 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概況 7 貧困率の状況」より「表16 貧困率の年次推移」
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-7.html>
- ⁴ UNICEF Innocenti Research Centre
 Report Card 10 Measuring child poverty New league tables of child poverty in the world's rich countries
 ユニセフ・イノチェンティ研究所『Report Card 10—先進国の子どもの貧困』2012年5月29日発表
http://www.unicef.or.jp/library/pdf/labo_rc10.pdf
- ⁵ 青木道代 1970 「幼児の人権を重んずる保育を一保育者の立場から」『幼児の教育』第69巻 第1号 日本幼稚園協会 p. 25
 お茶の水女子大学 教育・研究成果コレクションTeaPot,
<http://hdl.handle.net./10083/40508>
 国内外の社会では地域紛争や難民問題、子ども兵士、子どもの人身売買、児童買春、児童労働、性差別、ジェンダー問題、先住民族・少数民族問題など様々な人権問題がある。日本国内では被差別部落問題、在日外国人問題、障がい児・者問題、アイヌ先住民問題、女性差別、ジェンダー問題、高齢者問題、ハンセン病回復者問題などがある。子どもに関しては、児童虐待やいじめ、不登校、在日外国人の子どもの就学問題、子どもの貧困や、子どもの教育格差なども重大な人権問題となっている。
- ⁶ ヨハン・ガルトゥング+藤田明史編著 2003 『ガルトゥング平和学入門』法律文化社
- ⁷ 松原栄 1986 「被差別者としてのイエスーキリスト存在への自己意識の問題一」『桃山学院大学キリスト教論集』桃山学院大学 p. 41
- ⁸ 菅原祐治 2003 「『マルコによる福音書』における子ども—その役割と機能—」『名古屋柳城短期大学研究紀要』第25号 名古屋柳城短期大学 pp. 103-111
- ⁹ 厚生労働省 2008 『保育所保育指針解説書』フレーベル館 p. 28
 『保育所保育指針』は第1章総則において、保育所の社会的責任として、「保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない」と示し、子どもの人権の尊重を規定している。
- ¹⁰ 江藤直純 2004 「キリスト教的人間観と福祉教育」日本キリスト教社会福祉学会 『キリスト教社会福祉学研究』第37号 p. 15
- ¹¹ Winston E. Langley著 竹澤千恵子監訳 2003 『現代人権事典』明石書店 p. 98
 人権について、堀尾は次のように述べている。
 堀尾輝久 2000 「人権思想の発展と人権教育」中央大学教育学研究会編 『教育学論集』第42号 pp. 107-124
 「人権とは、人間が人間であるかぎりにおいて、だれにも譲り渡すことのできない権利である。」(下線は筆者)
- ¹² 佐藤功 1996 『日本国憲法概説<全訂第5版>』学陽書房 pp. 3-10
- ¹³ 佐藤 前掲書 pp. 23-24
- ¹⁴ 佐藤 同上
- ¹⁵ 判例六法編修委員会編 2010 「世界人権宣言」(1948年12月10日 第3回国連総会採択)『模範小六法2011 平成23年版』三省堂 pp. 2371-2372
- ¹⁶ 「日本国憲法」(1946年11月3日公布、1947年5月3日施行) 前掲『模範小六法』 pp. 7-62
- ¹⁷ 高良鉄美 「沖縄から見た平和憲法」(特集 沖縄問題から憲法を考える) 部落問題研究所『人権と部落問題』54巻4号 2011年 p. 20
- ¹⁸ 「日本国憲法」 前掲『模範小六法』 pp. 7-8
- ¹⁹ 佐藤 前掲書 pp. 61-69
- ²⁰ ミネルヴァ書房編集部[編] 2011 「児童権利宣言」(1959年11月20日 国連総会)『保育小六法2011[平成23年版]』ミネルヴァ書房 pp. 10-11
 「児童権利宣言」は前文と10カ条からなる。同宣言でいう「児童」とは18歳未満の者である。
- ²¹ 「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of Child)」(1989年11月20日 第44回国連総会採択、1990年発効) 前掲書 pp. 12-24
 日本での正式名称は「児童の権利に関する条約」。日本政府は1994年4月22日に批准、1994年5月22日に発効した。前文と54カ条からなり、18歳未満の児童が有する権利について包括的・網羅的に規定している。
- ²² 鈴木祥蔵・山本健治編著 1993 『「子どもの権利条約」を読む』柘植書房 pp. 37-38
- ²³ 森上/柏女編 前掲書 p. 7
 児童の最善の利益とは、子どもの立場に立ち、子どもが置か

- れている状況において、将来的、長期的視点から子どもにとって最大限の権利が保障されることに配慮しなければならないという原理・原則である。
- 24 鈴木・山本 前掲書 pp. 60-61
- 25 「児童憲章」(1951年5月5日) 前掲『保育小六法』 p. 12
- 26 「児童福祉法」(1947年12月12日 法律一六四号) 前掲『保育小六法』 pp. 26-90
- 27 福田雅章 1994 「わが国の社会文化構造と子どもの人権」一橋大学 『一橋論叢』第112巻, 第4号 p. 620
- 28 高山静子 2010 「子どもの人権を尊重する保育士養成のあり方」 子ども家庭福祉学会 『子ども家庭福祉学』第9号 p. 40
- 29 船本弘毅 1980 「第一章 聖書と人間」(「第一部 聖書の人間観」) 船本弘毅・細川道弘・武邦保共著 『聖書の人間観と現代』 p. 8
- 30 日本聖書協会 2000 「創世記」第1章27節 『聖書 新共同訳』 旧約p. 2
本稿の聖書箇所は、すべて日本聖書協会の『聖書 新共同訳』(2000年)による。
- 31 船本 前掲書 pp. 11-18
- 32 嶺重淑 2008 「新約聖書の人間理解—イエス・パウロ・ヨハネ—」キリスト教と文化研究センター 『関西学院大学キリスト教と文化研究』9号 p. 19
- 33 船本 前掲書 pp. 18-24
- 34 嶺重 前掲論文 pp. 20-21
- 35 船本 前掲書 p. 22
- 36 松原栄 1986 「被差別者としてのイエス—キリスト存在への自己意識の問題—」 桃山学院大学 『桃山学院大学キリスト教論集』 pp. 29-46
- 37 嶺重 前掲論文 pp. 21-25
- 38 児玉衣子著 2001 『聖書の子ども観』 青山社
- 39 児玉 前掲書 pp. 107-109
- 40 児玉 前掲書 p. 121
- 41 イエスが子どもを招き、祝福する記事については、次も参照。マタイによる福音書18: 1-5, 19: 13-15、マルコによる福音書9: 33-37、ルカによる福音書9: 46-48, 18: 15-17
- 42 児玉 前掲書 pp. 123-124
- 43 菅原 前掲論文 p. 108
- 44 社団法人キリスト教保育連盟 2010 (第2版) 『キリスト教保育50の質問—見えないものに目を注ぐ—』 社団法人キリスト教保育連盟 pp. 10-13
- 45 深谷潤 2010 『『キリスト教シンパ層』の存在意義と課題—キリスト教保育者養成の視点を中心に—』 日本キリスト教教育学会 『キリスト教教育論集』第18号 pp. 79-87
- 46 土山牧羔 1956 「キリスト教保育の教育哲学(研究発表)」 日本幼稚園協会 『幼児の教育』第55巻 第9号(日本保育学会第9回大会特集号) 日本幼稚園協会 pp. 68-71
お茶の水女子大学 教育・研究成果コレクションTeaPot, <http://hdl.handle.net./10083/37080>
- 47 黒田成子 1984 (第5版) 『幼児教育を考える 現場の人のために』 日本基督教団出版局 p. 194
- 48 森田ゆり 1998 『エンパワメントと人権 こころの力のみなもとへ』 解放出版社
森田は、人権意識とは知識や理性ではなく心のありかたであり、「自分を大切にすること」、自尊感情 (self esteem) を育むことであると述べている。自尊感情は、個人の発達や教育をする上で不可欠なものであり、個人の生き方を支える根本である。特に、乳幼児期に親を中心とした大人に受容されること、愛情を受けること、信頼関係を築くことは子どもの自尊感情を育み、人間形成の基礎を培う際に最も重要な支えとなる。
- 49 キリスト教保育研究委員会 2010 『新キリスト教保育指針』 社団法人キリスト教保育連盟 p. 2
- 50 前掲書 pp. 23-24
キリスト教保育を実践する際のねらいは全部で6つある。
- 51 高山 前掲論文 p. 44
- 52 岡山孝太郎 2006 「社会福祉の拓かるべき地平—新たな社会福祉創造の神学的視点—」 日本キリスト教社会福祉学会 『キリスト教社会福祉学研究』第39号 pp. 4-15
岡山は、人権について、「見えないからこそ人権は無視されがちである。見えないということが、人権意識を育てることさえも阻んでいる。しかしもし見えているならば、人はそれを無視することはできない。それを大事に取り上げ、取り組み、あるいは守り貫いていかなければならない」(p. 4) と述べている。
- 53 松原 前掲論文 p. 42
- 54 厚生省児童家庭局保育課長 1997 「人権を大切にすることを育てる」保育について(児保第10号) 「人権を大切にすることを育てる」保育についての留意点(別紙)
http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=9667
注10参照
- 55 米田眞澄 2001 『『権利』としての人権を学ぶ—人権教育は何をめざすのか?』 日本人権教育研究学会 『人権教育研

究』第1号 pp. 59-77

米田は、人権を尊重する精神の育成がめざすものは、誰からも侵害されない権利を互いに侵害せず、尊重しあうことのみではなく、公権力と個人との権力関係や個人間の権力関係という、すべての権力関係を打破するための社会変革への指向であり、侵し得ない権利を奪われても沈黙を強いられる社会構造に目をむけることだと指摘している。

参考文献

- 阿部彩 2008 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』 岩波新書
- 阿部洋治 2006 「キリスト教教育の視点—先達のキリスト教教育論への問い—」 聖学院大学 『聖学院大学論叢』第18巻第3号（聖学院大学チャペル完成記念論文集） pp. 197-210
- 部落解放研究所編 2000 『子どものエンパワメントと教育』 解放出版社
- 平沢安政 2000 「人権問題のグローバリゼーション—人権教育への示唆—」 日本教育社会学会 『教育社会学研究』第66巻 pp. 57-65
- 本田和子 2007 『子どもが忌避される時代 なぜ子どもは生まれにくくなったか』 新曜社
- 飯田榮 2008 「乳幼児と人権：発達と支援をめぐる」 聖カタリナ大学キリスト教研究所 『研究所紀要』第11号 pp. 75-89
- 河嶋幸夫 1984 「人権とキリスト教」 西南学院大学学術研究所 『西南学院大学法學論集』17巻1号 pp. 47-81
- 岸本朝予 2012 『『キリスト教保育指針』の変遷から見るキリスト教保育とは』 聖和保育教育研究会 『聖和論集』第40号 pp. 25-36

コルチャック、ヤヌシュ著 ジョウゼフ、サンドラ編著 津崎哲雄訳 2001 『コルチャック先生のいのちの言葉 子どもを愛するあなたへ』 明石書店

源証香 2010 「『子どもの人権』を保障した保育の実現に関する一考察—『子どもの権利条約』を指標として—」 九州龍谷学会 『九州龍谷短期大学紀要』第56号 pp. 69-79

文部科学省 2008 『幼稚園教育要領解説』 フレーベル館

小田倉泉 2008 「乳幼児の『意見表明』と『最善の利益』保障に関する研究」 日本保育学会 『保育学研究』第46巻第2号 pp. 188-198

大田垣義夫 2004 「乳幼児期における人権教育」 関西外国語大学人権教育思想研究所 『関西外国語大学人権教育思想研究』第7号 pp. 34-57

パーマー, P. J. 小見のぞみ/原真和訳 2008 『教育のスピリチュアリティ 知ること・愛すること』 日本キリスト教団出版局

関田寛雄 2012 「人権教育としてのキリスト教教育」（特集 人権教育とキリスト教教育）『福音と世界』5月号 新教出版社 pp. 22-26

園田明子 2010 「国連文書にみる人権概念：普遍性と多様性」 人権教育研究室 『関西学院大学人権研究』第14号 関西学院大学 pp. 1-12

田中かおる 2000 「日本のキリスト教保育界における『子供』理解—マルコによる福音書10:13-16の影響史の分析的考察—」 日本キリスト教教育学会 『キリスト教教育論集』第8号 pp. 37-49

山本克司 2010 「日本国憲法の人権の中核『個人の尊厳』に対するキリスト教の影響」 聖カタリナ大学キリスト教研究所 『研究所紀要』第13号 pp. 65-75

A Study on Children's Human Rights for Christian Early Childhood Care and Education

Ayako Itosu

Abstract

In the present paper I would like to look into how nursery school and Kindergarten teachers learn and understand about children's human rights for Christian early childhood care and education and respect for children's human rights in their duty as nursery school and kindergarten teachers. Some people within the greater society discriminate against others based upon their birth, race, national origin, social status, sex, religion, or political persuasion. In addition, too many people have too little concern about those who are marginalized and discriminated against in wider Japanese society. Moreover, it is a fact that nursery school and kindergarten teachers often interact with marginalized people. Therefore nursery school and kindergarten teachers and students who learn about Christian early childhood care and education must learn and understand about human rights.

This paper defines the concept of human rights and discusses why nursery school and kindergarten teachers must learn and understand these concepts, especially children's human rights. First, I will examine human rights from legal stand points: Universal Declaration of Human Rights, Convention on the Rights of the Child and the Constitution of Japan etc. Second, I will consider the biblical view of human being including the child. Finally, I will examine the relation between the bible and children's human rights.